

運営規程

社会福祉法人 楽晴会 療育・障害者相談センターボイス
(指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人楽晴会が設置する療育・障害者相談センターボイス（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関することを定め、事業等の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援、指定地域相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援、指定地域相談支援及び指定障害児相談支援(以下、「相談支援等」という。)を当該利用者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 療育・障害者相談センターボイス
- (2) 所在地 青森県三沢市大字三沢字堀口164-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 相談支援専門員 1名以上
相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日
月曜日から金曜日までとする。ただし祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定相談支援事業の内容)

第6条 事業所で行う相談支援事業の内容は、次のとおりとする。

1 指定特定相談支援事業

○計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。

- ・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行ない、計画の見直し（モニタリング）を行なう。

- 基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行なう。

2 指定特定障害児相談支援事業

- 障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。

- ・継続障害児支援利用援助：定期的に利用状況の検証を行ない、計画の見直し（モニタリング）を行う。

3 指定一般相談支援事業

- 地域相談支援

- ・地域移行支援：障害者施設や精神科病院等に入所、及び入院している方に対して、地域生活移行に向けた相談に応じ、地域移行支援計画を作成するとともに、その計画に基づいて同行支援や体験利用等を行なう。

- ・地域定着支援：施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方に対し、地域定着支援台帳を作成するとともに携帯電話等による常時の連絡体制を確保し、相談・支援、及び緊急時の対応を行なう。

- 基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行なう。

（相談支援等の提供方法及び内容）

第7条 事業所で行う相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（1）利用者等からの日常生活全般に関する相談に応じる。

（2）利用者等に対して、事業所で行なう相談支援の提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。

（3）利用者等の居宅を訪問し、面接によるニーズの確認、及びアセスメントを実施する。

（4）サービスの種類、及び地域のサービス提供事業者の情報を適正に利用者等に提供するとともに、必要に応じて見学等への同行や体験利用を実施する。

（5）関係機関（サービス提供事業者等）より意見を聴取し、サービス等利用計画案を作成する。

（6）サービス等利用計画案について市町へ提出し、協議のうえ、支給決定を受ける。

- (7) 支給決定時のサービス利用等計画を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
- (8) サービス担当者会議を開催し、支給決定時のサービス等利用計画を提示して、目的や役割の確認を行なうとともに、緊急時の連絡・支援体制を確保する。
- (9) 利用者、各関係機関との連絡を継続的に行なうとともに、定期的に利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画の実施状況の把握、及び計画の見直し（モニタリング）を行なう。
- (10) 必要に応じて、サービス等利用計画の変更を行なう。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「法」という。）第51条の17の規定により算定されたサービス等利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、支給決定障害者等の選定により事業の実施地域を越えて行う指定相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) サービス提供区域を越えてから、片道15キロメートル未満 600円

(2) サービス提供区域を越えてから、片道15キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

4 第1項及び第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、指定相談支援を提供している支給決定障害者等が当該指定相談支援と同一の月に受けた法第29条第1項で定める指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から同条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(事業の実施地域)

第10条 事業の実施地域は、三沢市、おいらせ町、六戸町とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(主たる対象者の障害の種類)

第11条 事業を実施する上で主たる対象者の障害の種類を特定化しないものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者は責任者を設置する等必要な体制を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等解決、ハラスメント)

第13条 指定相談支援を提供した利用者又はその家族からの苦情、ハラスメント（以下「苦情等」）に迅速かつ適切に対応するために、事業所窓口とともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し誠意をもって苦情解決に努める事とする。

2 提供した指定相談支援に係る苦情等に対し事業所は、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、苦情等に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定相談支援に係る苦情等対し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、また、苦情等に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定相談支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条で規定される調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、事業に係る研修の機会を概ね次のとおり実施するものとし、また、業務の執行体制についても研修等を通じ検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第15条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

(1) 相談

障害者相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（障害者支援協議会等が開催する事例検討会等への参加、医療的ケア児、精神障害者地域移行支援、強度行動障害支援者研修等、法人外で開催される研修への参加等）

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第17条 この事業所に勤務する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とするものである。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第19条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、利用者に対する適切な指定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 3 前項の内容については、従業者との雇用契約の中で示さなければならない。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日より5年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人楽晴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年11月 2日から施行する。

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、2020年 4月 1日から施行する。

この規定は、2021年 1月 1日から施行する。

この規定は、2021年12月 1日から施行する。

この規定は、2023年 8月 1日から施行する。

この規定は、2024年11月 1日から施行する。